

道央廃棄物処理組合焼却施設  
管理運営事業

実施方針

令和4年9月

道央廃棄物処理組合



# 目次

第1章 用語の定義	1
第2章 事業内容に関する事項	2
1. 事業名称	2
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	2
3. 施設の管理者	2
4. 事業目的	2
5. 施設の概要	2
6. 契約の形態	5
7. 事業期間	5
8. 事業期間終了後の措置	5
9. 運営事業者が実施する業務の範囲	5
10. 組合が実施する業務	5
11. 運営事業者の収入について	5
12. 関係法令等の遵守	6
13. 事業スケジュール（予定）	6
第3章 募集及び選定に関する事項	7
1. 運営事業者の募集及び選定方法	7
2. 募集及び選定の手順	7
3. 参加資格要件	8
4. 応募者の審査及び優先交渉権者の決定	10
5. 優先交渉権者選定後の手続き	10
第4章 運営事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1. 想定されるサービスの水準・仕様	12
2. 想定されるリスクの分担	12
3. 組合による事業の実施状況の監視	12
第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	13
1. 係争事由に係る基本的な考え方	13
2. 管轄裁判所	13
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	14
1. 運営事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	14
2. 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	14
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	14
4. その他	14
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
1. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	15
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	15
第8章 その他本事業の実施に関し必要な事項	16
1. 議会の議決	16
2. 情報提供	16
3. 応募に伴う費用負担	16
4. 本実施方針に関する担当部署	16
実施方針添付資料-1 業務範囲分担表	17
実施方針添付資料-2 リスク分担（案）	19



## 第1章 用語の定義

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	組合	道央廃棄物処理組合をいう。
2	本事業	道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業をいう。
3	本施設	(仮称)道央廃棄物処理組合焼却施設をいう。
4	運営事業者	組合と運営業務委託契約を締結する者で、施設の運営・維持管理を担当する者をいう。
5	特別目的会社	本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社(SPC)をいう。
6	応募者	本事業の公募手続きに参加する単独の企業又は複数の企業で構成される応募グループをいう。
7	代表企業	本事業に単独で参加する場合は、その企業を指し、応募グループで参加する場合には、代表して応募手続き等を行う企業をいう。
8	協力企業	応募グループを構成する企業のうち、代表企業以外をいい、特別目的会社を設立する場合には特別目的会社に出資を行わない企業をいう。
9	構成企業	応募者を構成する企業であり、特別目的会社を設立する場合には、特別目的会社に出資を行う企業をいう。
10	優先交渉権者	応募者の中から本事業を実施する者として、組合が選定する者をいう。
11	廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。
12	事業実施場所	本事業を実施する場所をいう。
13	基本協定	優先交渉権者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、組合と優先交渉権者の間で締結される協定をいう。
14	運営業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本協定に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
15	運営業務	本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
16	要求水準書	運営事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
17	要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。

## 第2章 事業内容に関する事項

### 1. 事業名称

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業

### 2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 (仮称) 道央廃棄物処理組合焼却施設

種類 一般廃棄物中間処理施設(廃掃法に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)

### 3. 施設の管理者

道央廃棄物処理組合 管理者 山口 幸太郎

### 4. 事業目的

現在、組合では千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町の2市4町の焼却対象ごみを広域処理するための焼却施設(以下、「本施設」という。)を建設中であり、令和6年度に稼働予定である。

本事業は、安定的な一般廃棄物の中間処理の継続と運営事業者の創意工夫による公共サービス水準の向上及び財政負担の縮減等を目的とし、本施設の運転、備品・用役の調達、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運転維持管理業務を事業期間にわたって実施するものである。

### 5. 施設の概要

本施設の概要を表1に示す。

表1 施設の概要

施設稼働予定日	令和6年4月1日	
事業実施場所	千歳市根志越2533-1、2534-1、2532-11（図1参照）	
敷地面積	約4.3ha	
建築面積	4,970.71m <sup>2</sup>	
延床面積	8,381.08m <sup>2</sup>	
建築仕様	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	
炉形式	ストーカ方式	
施設規模	158t/日（79t/日×2炉 1日当たり24時間）	
処理対象物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ （家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物）</li> <li>・破碎選別処理後の可燃物</li> <li>・資源化処理残渣</li> <li>・生ごみバイオガス化処理残渣</li> <li>・生ごみ堆肥化処理残渣</li> </ul>	
焼却施設	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん方式
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電 1,990kW 施設内熱利用
	給水設備	生活用 : 上水 プラント用 : 上水
	排水処理設備	生活用 : 合併処理浄化槽 プラント用 : クローズドシステム
	飛灰処理設備	薬剤処理方式
	電気設備	高圧受電方式
	計装設備	中央制御室からの集中監視・操作方式
煙突高さ	40m	
構成施設	管理棟（工場棟と合棟） 計量棟 雨水調整池 ロードヒーティング その他外構設備	





## 6. 契約の形態

- 1) 組合は、本事業に係る基本協定を優先交渉権者と締結する。
- 2) 組合は、基本協定に基づき、優先交渉権者を構成するグループの代表企業と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

## 7. 事業期間

- 1) 運営準備期間 : 契約締結日から令和6年3月31日まで
- 2) 運営期間 : 令和6年4月1日から令和26年3月31日まで(20年間)

## 8. 事業期間終了後の措置

組合は、事業期間終了前に、終了後の本施設の運営方法について検討するものとするが、運営事業者は、組合の検討に際して以下の事項に関して協力すること。

- 1) 所有する図面・資料、施設運転データの開示
- 2) 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察
- 3) 運営業務全般に係る指導

## 9. 運営事業者が実施する業務の範囲

運営事業者が実施する主な業務は次のとおりとする。

- 1) 運営事業者は、組合と締結する運営業務委託契約及び組合が定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の運営業務を行う。
- 2) 運営事業者は、本施設の運営管理に必要な体制を組織した上で、受付業務、運転管理業務、維持管理業務(機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。)、環境管理業務、防火・防災関連業務、保安・清掃業務、施設見学者等対応業務、情報管理業務、運営のセルフモニタリング及びその他関連業務等を行う。

## 10. 組合が実施する業務

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- 1) 近隣対応
- 2) 本事業のモニタリング
- 3) 本施設への一般廃棄物等の搬入
- 4) 焼却残渣運搬、最終処分業務(焼却飛灰の安定処理、焼却残渣の貯留・積み込みまでは運営事業者の業務範囲)
- 5) 売電に関する契約業務(売電による収入は全て組合に帰属する。)
- 6) その他これらを実施する上で必要な業務

## 11. 運営事業者の収入について

組合は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者へ支払う。

なお、運営準備期間における道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事請負企業から受ける運転教育の費用は運営事業者の負担とする。

## 12. 関係法令等の遵守

運営事業者は、本事業を実施するにあたり、廃掃法をはじめ、本事業に必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 13. 事業スケジュール（予定）

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 1) 実施方針の公表     | 令和4年9月                    |
| 2) 公募公告        | 令和4年12月                   |
| 3) 優先交渉権者の決定   | 令和5年6月                    |
| 4) 基本協定の締結     | 3)の後速やかに                  |
| 5) 契約協議        | 令和5年7月                    |
| 6) 運營業務委託契約の締結 | 令和5年8月                    |
| 7) 長期包括運営委託    | 令和6年4月1日～令和26年3月31日（20年間） |

### 第3章 募集及び選定に関する事項

#### 1. 運営事業者の募集及び選定方法

本事業では、募集手続きに参加する応募者が募集要項に規定する業務に参加する要件に足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合の要求する水準を満足することが見込める内容であることを前提として、優先交渉権者を選定する。なお、優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

#### 2. 募集及び選定の手順

##### 1) 募集及び選定スケジュール（予定）

現時点で計画している応募者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりである。

内 容	日 程
① 実施方針等の公表	令和4年9月中旬
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和4年10月上旬
③ 実施方針等に関する質問への回答	令和4年10月下旬
④ 公募公告、公告資料等の公表	令和4年12月上旬
⑤ 参加資格関係に関する質問受付期限	令和4年12月中旬
⑥ 募集要項に関する質問受付期限	令和4年12月下旬
⑦ 参加資格関係に関する質問回答の公表	令和5年1月上旬
⑧ 募集要項に関する質問回答の公表	令和5年1月中旬
⑨ 資格審査書受付期限	令和5年1月中旬
⑩ 資格審査結果通知	令和5年1月下旬
⑪ 競争的対話	令和5年2月下旬
⑫ 事業提案書の受付期限	令和5年3月下旬
⑬ 優先交渉権者の決定及び公表	令和5年6月上旬
⑭ 基本協定締結	令和5年6月中旬
⑮ 運営業務委託契約仮契約締結	令和5年8月上旬
⑯ 運営業務委託契約本契約	令和5年8月下旬

##### 2) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答

実施方針等についての質問・意見は以下のとおり受付を行う。また、質問・意見書を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

###### ① 受付期間

実施方針等公表日から令和4年10月3日（月）午後5時までとする。

###### ② 提出方法

実施方針等と同時にホームページに公表する別添様式（Microsoft Excel 形式）に記入の上、そのファイルを電子メールに添付し送付すること。なお、電話、ファックス、口頭等による申込みは受け付けない。

###### ア 送付先

道央廃棄物処理組合事務局 総務課

E-mail: info@douou53kumiai.jp

###### イ 題名

「（提出者名）－実施方針等に関する質問・意見」

ウ 到達の確認方法

質問・意見書を提出した者に対して、組合が到達確認メールを返信する。

③ 回答方法

提出された質問・意見書の回答は組合ホームページに公表する。

3) 公募公告（募集要項等の公表）

公募公告は、令和4年12月上旬を予定しており、道央廃棄物処理組合ホームページで公表し、併せて募集要項、要求水準書、運營業務委託契約書（案）、基本協定書（案）、優先交渉権者審査基準書及び様式集を公表する。

### 3. 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

1) 応募者の構成等

応募者の構成については、単独の企業又は複数の企業で構成される応募グループとし、以下に示すとおりとする。

- ① 応募者のうち、代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ② 応募者を構成する企業の企業数の上限は設定しないが、各企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、資格審査申請書の提出時に、応募者を構成する企業について、本事業の遂行上果たす役割を明らかにすること。また、代表企業は本事業全体の管理を実施するものとする。
- ③ 応募者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 応募者を構成する企業は、他の応募者を構成する企業となることは認めない。
- ⑤ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係にあるものが他の応募者を構成する企業となることは認めない。

なお、「資本関係又は人的関係にある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう

ア 資本関係がある場合

以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合。

- (a) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑥ 同一応募者が、複数の提案を行うことはできない。
- ⑦ 本事業において、特別目的会社の設立は任意とする。

## 2) 応募者等の参加資格要件

本施設の運營業務を受託する応募者は、以下に示す要件を満たす企業であること。

- ① 資格審査申請書を提出する時点において、組合構成市町のいずれかにおいて、競争入札に参加する資格を有する者の名簿に登録された者であること。
- ② 代表企業は、次に示す要件をすべて満たす廃掃法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設の運転維持管理業務を、地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請（特別目的会社から直接受託したものを含む。）で受注し、1年以上の運営実績を1件以上有すること。
  - ア ボイラー・タービン式発電設備を有し、施設規模が1炉あたり79t/日以上2炉構成以上。
  - イ 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）。
- ③ 代表企業から、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が1炉あたり79t/日以上2炉構成以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者。）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として事業開始後2年間以上専任で配置できること。
- ④ 本施設の運営にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

## 3) 応募者等の制限

以下に該当する者は、応募者となることはできない。

- ① 資格審査申請書を提出する時点において、道央廃棄物処理組合競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成26年4月1日管理者決裁）に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ② 資格審査申請書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ③ 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ④ 以下の法律の規定による申立てがなされている者。
  - ア 資格審査申請書を提出する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者。
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者。
  - ウ 経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者。
  - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
  - オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑤ 国税、又は地方税を滞納している者。
- ⑥ 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者。また、構成市町の暴力団排除条例に規定する暴力団、

暴力団員及び暴力団員等との関係を有している者。

- ⑦ 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者（「資本関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の20を超える出資をしている者をいい、「人的関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）。なお、本事業に係る組合の発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社エックス都市研究所  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

#### 4) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は資格審査申請書受付期限日とする。
- ② 優先交渉権者選定までの間に応募者が参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を優先交渉権者選定のための審査対象から除外する。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 優先交渉権者決定日の翌日から運營業務委託契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者が参加資格要件を欠いた場合、組合は応募者の優先交渉権者の決定を取り消す。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 組合は、取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

### 4. 応募者の審査及び優先交渉権者の決定

#### 1) 選定委員会

組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、組合が設置する公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査を実施する。

#### 2) 審査の手順及び方法

- ① 参加資格審査  
参加資格審査にあたっては、資格審査申請書について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。
- ② 提案審査  
提案審査にあたっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、選定委員会において提案書類の審査を行い、優秀提案を選定する。
- ③ 審査事項  
審査事項は、公募公告時に公表する優先交渉権者審査基準に示すとおりとする。
- ④ 審査結果  
審査の結果については、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を組合ホームページに掲載する。

#### 3) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。

### 5. 優先交渉権者選定後の手続き

#### 1) 基本協定の締結

組合と優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに運營業務委託契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

## 2) 特別目的会社の設立

特別目的会社の設立は任意とする。なお、特別目的会社を設立する場合は、運営事業者決定後、運営事業者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。

なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 特別目的会社の主たる事務所の所在地（法人税の納税地）は組合構成市町に所在すること。
- ② 応募者のうち、代表企業は特別目的会社に出資を行う。  
なお、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ③ 特別目的会社の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- ④ 特別目的会社の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

## 3) 契約内容に関する協議

組合と優先交渉権者は、基本協定に基づき運営業務委託契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

## 第4章 運営事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. 想定されるサービスの水準・仕様

運営事業者は、募集要項等の書類及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の要求水準等に示す施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、本事業を実施するものとする。

### 2. 想定されるリスクの分担

#### 1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と運営事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。運営業務に伴うリスクは、原則として運営事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

#### 2) 想定されるリスクの分担

組合と運営事業者のリスク分担は、原則として「実施方針添付資料-2 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、募集要項等において示す。

### 3. 組合による事業の実施状況の監視

組合は、運営事業者が実施する本施設の運営業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、募集要項等に定める。

また、運営事業者の提供する運営業務に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は、運営事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。



## 第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と運営事業者は、協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び運営業務委託契約書に規定する具体的措置に従う。

### 2. 管轄裁判所

運営業務委託契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 運営事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 運営事業者が実施する本事業の業務内容について、運営業務委託契約書で定める運営事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は運営事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。運営事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、運営業務委託契約を解除することができる。
- 2) 運営事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により運営業務委託契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、運営業務委託契約を解除することができる。
- 3) 前2号の規定により組合が運営業務委託契約を解除した場合、運営事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2. 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- 1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により運営事業の継続が困難となった場合、運営事業者は、運営業務委託契約を解除することができる。
- 2) 前号の規定により運営事業者が運営業務委託契約を解除した場合、組合は、運営事業者に生じた損害を賠償する。

### 3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他組合又は運営事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び運営事業者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わない場合、組合及び運営事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営業務委託契約を解除することができる。

### 4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、運営業務委託契約書に定める。

## 第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

法律上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

### 1. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

現時点で、組合は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努める。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点で、組合は、運営事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

## 第8章 その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

組合は、運營業務委託契約の締結にあたっては、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

### 2. 情報提供

情報提供は、適宜、組合のホームページで行う。

### 3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### 4. 本実施方針に関する担当部署

道央廃棄物処理組合 総務課

〒066-0042 北海道千歳市東雲町2丁目34-6 千歳市役所西庁舎2階

E-mail: info@douou53kumiai.jp

実施方針添付資料-1 業務範囲分担表

業務の範囲	業務の内容	組合	運営事業者	備考
計画管理業務	一般廃棄物処理基本計画	○		
	一般廃棄物処理実施計画	○		
	施設への搬入計画	○		
施設全体管理業務	施設設置者（所有者）としての施設管理	○		
	施設管理のための資格者の配置		○	
受入管理業務	搬入ごみの受付及び受入判定		○	
	計量業務		○	
	料金徴収業務		○	
	搬入出車両の誘導業務		○	
運転管理業務	受入管理計画の作成		○	
	運転管理、運転作業		○	
	保守管理計画の作成		○	
	施設保全計画の作成		○	
	延命化計画の作成	△	○	
	搬入管理（搬入前の不適物混入防止の監視、啓発）	○		
	搬入管理（搬入以降の不適物混入防止の監視）		○	
	焼却灰等の積み込み		○	
	焼却灰等の最終処分場までの運搬・処分	○	△	運営事業者は支援を行う
	売電業務	○	△	売電収入は組合とし、運営事業者は支援を行う
維持管理業務	維持管理状況の監視・指導	○		
	保守管理計画による施設の点検・検査		○	
	施設保全計画による機器、設備の補修・修繕		○	
	施設の清掃		○	建築部分及び高所を含む
	施設性能の確認検査業務（機能検査・精密機能検査）	△	○	
	土木・建築・建築設備の点検・検査、補修		○	機能維持を含む
	物品・用役の調達・管理		○	
	周辺施設保全（計量棟、駐車場、外構施設等）		○	
	余熱利用設備保全（ロードヒーティング等）		○	
	改良工事	○	○	組合の指示で行うものは組合負担、運営事業者が行うものは運営事業者負担
環境管理業務	環境管理（搬入出物の性状分析、排ガスの分析等を含む）		○	
	作業環境管理		○	
防火・防災管理業務	防火・防災対策管理		○	
	防災組織の設置		○	
	緊急マニュアルの作成		○	
	災害対応	○	○	

業務の範囲	業務の内容	組合	運営事業者	備考
保安・清掃業務	植栽管理		○	
	調整池管理		○	
	除雪		○	
	その他敷地内の清掃		○	
	施設警備・防犯等		○	
施設見学者等対応業務	住民対応	○	○	運営業務に関する内容は運営事業者、事業全般は組合が実施
	見学者対応		○	
	行政視察対応	○	△	運営事業者は支援を行う
情報管理業務	報告書の作成と管理	△	○	
	設計図書等の施設情報管理	△	○	
	HP等の管理	△	○	
	情報セキュリティ	△	○	
モニタリング業務	施設運営に係る業務のセルフモニタリング		○	
	契約に基づく成果管理	○		

実施方針添付資料-2 リスク分担（案）

本事業のリスク分担については、次のとおりとする。詳細は公募資料の公表時に提示する運営業務委託契約書（案）において示す。

段階	リスクの種類	リスクの内容	組合	運営事業者
共通	計画変更	事業計画の変更及び内容の誤りに関するもの	○	
		運営事業者の判断の不備によるもの		○
	資金調達	運営事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
		組合における事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
	契約締結	組合の事由により、運営事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		運営事業者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	内容変更	事業内容の変更	○	
	法令等変更	本事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	税制度変更	運営事業者の利益に課される税（法人税等）の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可取得	組合が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	△
		運営事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	運営事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		運営事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に及ぼす損害		○
	住民対応	運営事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの		○
		事業内容等、業務そのものに関する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
	事業の中止・延期	組合の指示等によるもの	○	
		運営事業者の事業不履行・放棄・破綻によるもの		○
	環境保全	運営事業者の業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○
債務不履行	組合による債務不履行	○		
	運営事業者による債務不履行		○	
物価変動	事業開始後の物価変動※ <sup>1</sup>	○	△	
金利変動	金利変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの※ <sup>2</sup>	○	△	

段階	リスクの種類	リスクの内容	組合	運営事業者
共通	支払遅延・不能	組合の支払遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動※3	施設許容量内のごみの処理に関するもの		○
		施設許容量を超過するごみの処理に関するもの	○	
	ごみ質変動※4	計画ごみ質の範囲内のごみ質の変動に関するもの		○
		計画ごみ質の範囲を超えるごみ質の変動に関するもの	○	
	搬入管理	施設へのごみの搬入管理において、運営事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	
	運営維持管理費上昇	組合の責による運転維持管理費の増大	○	
		上記以外（不可抗力は除く）の要因による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
	施設損傷	組合及び第三者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷（運営事業者の管理不備の場合を除く）	○	
		運営事業者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷		○
		施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		○
		運営不備に関するもの		○
	要求水準の未達	契約で規定した要求性能の未達によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを含まない）		○
	売電収入の変動	運営事業者の運転に起因する売電に係る収入の変動		○
上記以外（物価変動によるものは除く）		○		
安定稼働	運営事業者の行った業務に起因しない事由により、安定稼働、処理能力が確保できないもの	○		
改良工事	組合の指示による施設の改良工事に起因するもの	○		
	運営事業者の提案による施設の改良工事に起因するもの※5		○	
終了	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
		事業終了時における施設の性能保全に関するもの		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		○

○：主分担，△：従分担

※1：物価変動については、一定程度までの変動は運営事業者の負担であり、それ以上は組合が負担する。

※2：不可抗力における事業年度における費用負担については、一定程度までは運営事業者が負担し、それ以上は組合が負担する。

※3：受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の料金制を採用することにより対応する。

※4：受入廃棄物の質の変動については、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応する。

※5：改良工事提案の採用の可否は組合が判断を行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、組合と運営事業者の協議による。